

# 大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例

令和元年10月1日  
条例第22号

## (目的)

第1条 この条例は、区、区民等、事業者、団体及び関係行政機関が相互に協力して、喫煙マナーの向上及び屋外の喫煙対策を推進することにより、喫煙する人としめない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 区民等 区民及び区の区域内（以下「区内」という。）に滞在する者（通過する者を含む。）又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 区内において、事業活動を行う全てのものをいう。
- (4) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (5) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻その他これらに類する物をいう。
- (7) 公共の場所 区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所（民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。）をいう。
- (8) 公衆喫煙所 区民等が広く利用できる喫煙場所及びたばこの吸い殻を捨てる容器の設置場所として、人通りの多い方向にたばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が容易に漏れ出ないように整備された、区が設置し、又は区が指定する場所をいう。

## (区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

## (区民等の責務)

第4条 区民等は、公共の場所において、他の区民等にたばこの煙を吸わせることがないように努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

## (区民等の禁止事項)

第5条 区民等は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、歩行中及び自転車等運転中に喫煙すること。
- (2) 公園において、喫煙すること。
- (3) 公共の場所に吸い殻等を投棄すること。

## (禁止事項の例外)

第6条 前条及び第10条の規定にかかわらず、区民等は公衆喫煙所においては喫煙することができる。

## (事業者の責務)

第7条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

2 たばこ等の販売（自動販売機による販売を含む。）をする事業者は、吸い殻等の投棄を防止し、又は喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、消費者に対し第4条及び第5条に定める喫煙ルールについて啓発を図るよう努めなければならない。

3 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、従業員等に対し第4条及び第5条に定める喫煙ルールについて啓発を図るよう努めなければならない。

(団体の責務)

第8条 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第9条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(喫煙禁止重点対策地区)

第10条 区長は、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認める地区を、喫煙禁止重点対策地区として指定することができる。

2 喫煙禁止重点対策地区においては、喫煙し、又は吸い殻等を投棄する行為を禁止する。

3 区長は、喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該地区の区民等の意見を聴くとともに、所轄警察署長と協議するものとする。

4 区長は、喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、その位置その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(指導)

第11条 区長は、喫煙禁止重点対策地区において喫煙し、又は吸い殻等を投棄した者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第11条に規定する指導に従わずに、喫煙禁止重点対策地区において喫煙し、又は吸い殻等を投棄した者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第10条の規定による喫煙禁止重点対策地区の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。